

事務連絡
令和6年4月15日

各保険医療機関
各保険薬局 } 開設者 様

徳島県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)

第三者行為（交通事故等）に係る診療報酬明細書等の
特記事項記載について（依頼）

日頃は、本会の事業運営にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、「第三者行為に係る診療報酬明細書等」の請求等に際し、次のことについてご留意のうえ、ご請求くださるようお願いいたします。
なお、不明な点等ございましたら、本会保険者支援課求償係までお問い合わせください。

1 特記事項欄への「10第三」の記載について

診療（調剤）報酬明細書（以下「レセプト」）の記載要領に「患者の疾病又は負傷が、第三者の不法行為（交通事故等）によって生じたと認められる場合」は、特記事項欄に「10第三」を記載するように定められています。なお、記載にあたり次の点にご留意ください。

- (1) 第三者の不法行為とは、交通事故（自転車事故を含む）に限らず、本人以外の第三者の不法行為が原因で負傷し治療を受けた次のような場合も該当します。
 - ・他人の飼い犬等による咬傷、介護サービス中の事故、店舗等での食中毒、傷害事件、ケンカ等
- (2) 自損事故（単独事故）において、患者が同乗者である場合は該当します。
- (3) 損害保険会社の関与に関わらず第三者の不法行為による負傷の治療と認められる場合は、記載が必要です。
- (4) 第三者の不法行為による負傷治療の中止や症状固定等を行った場合は、翌月以降の特記事項欄への「10第三」の記載は不要です。

2 事故（第三者行為）対象点数の記載について

レセプト摘要欄等へ事故対象点数記載のご協力をお願いします。

- (記載例) ・事故対象点数〇〇点
・全部事故分

※本会は、記載いただいた事故対象点数を基に、第三者等に対する損害賠償請求業務を行っており、事故対象点数や内訳、治療の継続状況等の確認が必要です。照会の際はご協力をお願いします。

3 処方せんの発行について

第三者の不法行為によって生じた負傷の治療に対する処方せんを発行する場合は、保険薬局にも第三者行為分の処方であること。また、どの薬剤が事故対象薬剤か把握できるように処方せんに記載いただく等のご配慮をお願いします。

4 主治医意見書の特記すべき事項欄について

要介護認定にかかる主治医意見書の作成において、第1号被保険者の負傷等の原因が交通事故等の第三者行為によるものと疑われる場合は、特記すべき事項欄に「第三者行為」等の記載のご協力をお願いします。

5 被保険者に対する届出勧奨について

第三者の不法行為によって生じた負傷の治療に医療保険を使用する場合は、被保険者には保険者への届出が義務付けられています。そのため、被保険者の届出の有無の確認と、未届の場合は届出を促してくださるようお願いいたします。

徳島県国民健康保険団体連合会 保険者支援課 求償係 電話：088-666-0113
